

命 令 書

申立人 全日本運輸一般労働組合南部地域支部

被申立人 有限会社 六方組

同 有限会社六方組破産管財人 Y<sub>1</sub>

同 Y<sub>2</sub>

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人有限会社六方組（以下「(有)六方組」という。）は、肩書地に本店を、名古屋市港区正保町2丁目1番地に営業所を置き、資本金600万円で、主として一般区域貨物自動車運送事業を営む有限会社であったが、昭和55年9月25日に倒産状態に陥り、57年8月18日に破産宣告を、更に翌58年5月19日、財団不足による破産廃止の決定を受けた。

なお、倒産時の従業員は12人で、このうち貨物自動車の運転手は9人であった。

(2) 被申立人(有)六方組破産管財人Y<sub>1</sub>は、(有)六方組の破産宣告に伴い破産管財人に就任した。

(3) 被申立人Y<sub>2</sub>は、(有)六方組の倒産時、その取締役であった。

(4) 申立人全日本運輸一般労働組合南部地域支部（以下「支部」という。）は、名古屋市南部地域の運輸関連事業所等で働く労働者によって組織された労働組合であり、本件結審時における組合員は235人である。

また、(有)六方組には、支部の下部組織として六方分会（以下「分会」という。）があり、倒産時の分会員は3人であった。

2 分会の結成と(有)六方組倒産時までの労使関係

(1) (有)六方組の貨物自動車運転手のうち、A<sub>1</sub>（以下「A<sub>1</sub>」という。）を始めとする5人は、低賃金・過重労働を改めさせるため、昭和54年5～6月頃から労働組合の結成準備を進め、同年7月1日、A<sub>1</sub>を分会長とする分会を結成した。

(2) 分会は、結成後、直ちに(有)六方組あて結成通告をするとともに団体交渉の開催を申し入れ、昭和54年7月12日の団体交渉において、夏季一時金等についての協定が締結された。

(3) その後、昭和54年の年末一時金問題においては、11月26日を初めとして計4回の団体交渉がもたれ、2～3日間のストライキを経て、12月13日に年末一時金等についての協定が締結され、更に55年に入ってから、6月5日に開催された春闘関連の団体交渉において、賃金引上げ等についての協定が締結された。

(4) 昭和54年12月、(有)六方組の取締役であったY<sub>2</sub>（以下「Y<sub>2</sub>取締役」という。）は、運転手への仕事を割り当てる配車係を、C<sub>1</sub>からB<sub>1</sub>（以下「B<sub>1</sub>」という。）に代えた。

なお、B<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>取締役の義弟で、後に株式会社アユミ産業（後述）の代表取締役となる。

(5) B<sub>1</sub>は、配車係になった直後、従業員に対し「会社が苦しいから1回倒産して、債務を棚上げしてもらって、やりたい人だけでやろう」と述べ、A<sub>1</sub>が「みんなで手伝うよ」と言うと、「いえ、組合員は怖いので手伝わんでもええ」と答えた。

(6) その後、B<sub>1</sub>は、分会員に歩合給の少ない仕事を割り当てるようになり、また、会社内で「組合に対抗するために配車係を代えた」「組合は目の上のタンコブだ」と述べるようになった。

### 3 (有)六方組倒産への経緯

(1) (有)六方組では、昭和48年秋からのいわゆる第1次オイルショック以降、貨物自動車の燃料である軽油の値上がり、大手取引先からの仕事減などにより、営業成績が落ち込みだした。

(2) (有)六方組の倒産に至るまでの3年間における売上高と営業利益をみると、次表のとおりである。

決算期間	売上高	営業利益
第26期 (昭和52年9月1日～53年8月31日)	293,715,780円	△2,647,552円
第27期 (昭和53年9月1日～54年8月31日)	343,175,901	22,903,088
第28期 (昭和54年9月1日～55年8月31日)	301,345,197	△50,771,786

(△はマイナスを示す)

(3) (有)六方組は、昭和53年から55年にかけて、中日本輸送機器（53年4月倒産）、東海基礎工事（54年4月倒産）、東海重量作業（同）、大黒屋運輸倉庫（54年5月倒産）、高木建設（55年5月倒産）などの取引先の相次ぐ倒産によって、合計1億円余の不良債権（不渡手形）を抱えるようになった。

なお、(有)六方組における各期の不渡手形の累積額と債務超過額をみると、次表のとおりである。

決算期間	不渡手形の累積額	債務超過額
第26期	14,009,250円	25,923,825円
第27期	112,293,433	18,538,957
第28期	117,793,433	66,354,430

(4) (有)六方組は、昭和55年9月25日、第1回目の不渡手形を出し、更に、同年9月30日に第2回目の不渡手形を出して、同年10月3日に名古屋手形交換所から銀行取引停止処分を受けた。

### 4 昭和55年9月25日前後に(有)六方組の状況

(1) 昭和55年9月13日、支部は、Y<sub>2</sub>取締役に対し、書面で、就業規則の改正等を議題とする団体交渉を同年9月24日に開催するよう申し入れたが、Y<sub>2</sub>取締役は、多忙を理由

に応じなかった。

- (2) 同年9月20日頃、B<sub>1</sub>は、分会員に遠距離の仕事を割り当てたが、それは、A<sub>1</sub>には青森県（9月21日出発9月27日帰着）、A<sub>2</sub>（以下「A<sub>2</sub>」という。）には熊本県（9月20日出発9月25日帰着）、A<sub>3</sub>（以下「A<sub>3</sub>」という。）には秋田県（取引先の都合で千葉県に変更、9月20日又は21日出発9月23日又は24日帰着）への運送業務であった。

この時B<sub>1</sub>は、不渡手形を出す可能性が強いと考えていたため、A<sub>1</sub>に対して「もう帰り荷はもらってこんでもいいぞ」と述べた。

- (3) 同年9月24日午後5時頃、Y<sub>2</sub>取締役は、第1回手形不渡りが避けられないと判断し、主な取引先に対して「いろいろと資金繰りをやってみたがだめであった。もうこれで倒産します」と連絡した。
- (4) 同年9月25日午前8時頃、Y<sub>2</sub>取締役は、従業員（A<sub>1</sub>とA<sub>2</sub>は不在）を集めて、「資金繰りもうまくいかず、ここでもって仕事を続けるわけにもいかんし、今日いよいよ不渡りを出してしまう、まあ、ここで一つ全員解散して、また我々がなんとか生きる時があれば…」と述べ、従業員に対し、(有)六方組の解散と全従業員の解雇を申し渡した。
- (5) 同年9月25日夜、B<sub>1</sub>を始めとする非分会員6人は、(有)六方組の車庫の2階に集まって「お別れ会」を開いた。
- (6) (有)六方組の営業稼働車は20台であったが、同年9月25日の手形不渡り直後、名鉄自動車整備株式会社を始めとする所有者によってすべて引き揚げられた。
- (7) 同年9月30日、(有)六方組は、全従業員に対して、同年8月21日から9月20日までの給料と「解職志」を支払った。

なお、従業員のうち運転手に対する「解職志」の支払額は次表のとおりである。

氏名	勤続年数	支払額	備考
B <sub>1</sub>	15年	160,000円	54年12月から配車係
C <sub>2</sub>	13年4月	156,000	
C <sub>3</sub>	13年3月	156,000	
C <sub>4</sub>	11年1月	149,000	
C <sub>5</sub>	8年7月	147,000	
A <sub>1</sub>	6年7月	143,000	分会員
A <sub>2</sub>	3年4月	136,000	〃
A <sub>3</sub>	2年9月	135,000	〃
C <sub>6</sub>	4月	50,000	

- (8) (有)六方組は、A<sub>1</sub>が帰着（9月27日）以降、一切の業務活動を行っていないが、倒産後も暫くの間、非分会員が出社していた。

## 5 倒産以降における団体交渉

- (1) 支部及び分会は、昭和55年9月26日、Y<sub>2</sub>取締役に対し、書面で、企業再開に関する事項を議題とする団体交渉を翌9月27日に開催するよう申し入れたが、Y<sub>2</sub>取締役は多忙を理由に応じなかった。
- (2) 支部及び分会は、同年10月2日、Y<sub>2</sub>取締役に対し、再度書面で、企業再開に関する団体交渉を申し入れ、翌10月3日、当委員会に団体交渉の応諾を求めてあっせん申請を行った。

そして、翌10月4日、倒産後第1回目の団体交渉が開かれた。

- (3) 倒産以降の団体交渉申入れと(有)六方組の対応は次表のとおりであり、昭和56年4月7日の本件申立てまでの間に、計5回の団体交渉がもたれた。

このうち、11月8日開催の団体交渉においては、Y<sub>2</sub>取締役から「一人1車制（備車制）」による事業再開の提案がなされたが、支部及び分会は、「一人1車制ということではなく、会社としてきちんと立て直すべきだ」と主張し、物別れに終わった。

倒産以降の団体交渉申入れと(有)六方組の対応

申入者	申入年月日 (昭和.月.日)	申 入 内 容		開 催 月 日
		指定日 (同)	議 題	
支部・分会	55. 9. 26	55. 9. 27	①企業再開について	10. 4
	9. 27	2～3日中		
支部・分会	10. 2	10. 4	①企業再開、②関連事項	11. 1
	10. 8	2～3日中		
支部・分会	10. 18	10. 21	①企業再開	11. 8
支 部	10. 27	10. 29	①企業再開、②関連事項	
支 部	55. 11. 7	55. 11. 8	①企業再開、②関連事項	1. 8
”	11. 15	11. 18	①決算書の提出	
支部・分会	12. 24	12. 26	①未払賃金、②企業再開等	3. 7
	56. 1. 7	2～3日中		
	1. 28	56. 2. 2		
	2. 4	2～3日中		
	2. 20	2. 24		
	2. 27頃	2～3日中		
支部・分会	4. 16	4. 21	①未払賃金、②企業再開等	

#### 6 Y<sub>2</sub>と(有)六方組の関係

- (1) (有)六方組は、Y<sub>2</sub>の義父であるB<sub>2</sub>（以下「B<sub>2</sub>」という。）が、昭和28年3月16日、肩書地に設立した有限会社加藤産業社（以下「加藤産業社」という。）が、36年頃商号変更したものである。

- (2) Y<sub>2</sub>は、昭和35年頃加藤産業社へ入社し、翌36年2月14日にB<sub>2</sub>の長女B<sub>3</sub>と婚姻、そして、B<sub>2</sub>死亡後の44年2月22日、(有)六方組の取締役就任した。

以降Y<sub>2</sub>取締役は、倒産に至るまで、唯一人の取締役として(有)六方組の経営及び労務に関する事項をすべて専決してきた。

そして、55年9月25日の従業員に対する(有)六方組の解散・解雇の申渡し及び57年7月15日の名古屋地方裁判所に対する(有)六方組の自己破産申立ては、Y<sub>2</sub>取締役が自ら判断して行ったものである。

- (3) (有)六方組の資本金600万円の出資口数は、昭和54年8月末時点で6,000口（1口の金額は1,000円）であり、その出資内訳は、Y<sub>2</sub>2,000口、B<sub>3</sub>1,000口、B<sub>4</sub>（B<sub>2</sub>の妻）2,000口、B<sub>5</sub>（B<sub>2</sub>の長男）500口、B<sub>6</sub>（B<sub>1</sub>の妻、B<sub>2</sub>の次女）500口であった。

なお、(有)六方組では、Y<sub>2</sub>が取締役に就任した昭和44年以降倒産までの間に、社員総会が2～3回開かれたことがある。

## 7 (有)六方組とその関連会社

- (1) (有)六方組には、その関連会社として、十五建設株式会社（以下「十五建設」という。）、丸可運輸倉庫有限会社（以下「丸可運輸」という。）及び株式会社六方組（以下「(株)六方組」という。）があったが、これらはいずれもB<sub>2</sub>が設立したものである。
- (2) 十五建設は、土木建築その他一般工事の設計監督並びに施工等を目的として、昭和35年6月3日、資本金100万円で、(有)六方組の本店と同じ地番に設立され、54年10月30日現在の代表取締役はY<sub>2</sub>であった。
- (3) 丸可運輸は、一般自動車運送事業・倉庫業等を目的として、昭和40年12月11日、資本金100万円で、(有)六方組の本店と同じ地番に設立された。

なお、この会社は、45年10月31日の社員総会で解散を決議し、51年10月31日清算終了した。

- (4) (株)六方組は、一般区域貨物自動車運送事業等を目的として、昭和41年10月6日、資本金150万円で、(有)六方組の営業所と同じ地番に設立され、54年10月30日現在の代表取締役はB<sub>3</sub>であった。

なお、Y<sub>2</sub>は、これら諸会社の代表取締役又は取締役の職を経験したことがある。

- (5) 次に、これら諸会社の経営実態についてであるが、十五建設は、従業員6人（(有)六方組の倒産時）で、クローラークレーン等の重機を運転者付きで貸すなどして実際の営業活動を行っていたが、経理は(有)六方組と一体であった。同社は、(有)六方組の倒産と同時に従業員を全員解雇したが、本件結審時においても登記簿上は存在している。

また、丸可運輸と(株)六方組は、設立以降、業務活動は行っていなかった。

- (6) (有)六方組は、昭和55年時のほかに、30年代に1回、40年代に1～2回不渡手形を出して銀行取引停止処分を受けたことがあるが、この停止期間の間、銀行取引は丸可運輸又は(株)六方組で行い、業務活動を続けてきた。

## 8 (有)六方組の再建等の動き

- (1) 十五建設の従業員であったC<sub>7</sub>（以下「C<sub>7</sub>」という。非分会員）は、昭和55年9月末頃、Y<sub>2</sub>取締役から直接、「2か月あまり閉鎖するので失業保険をとってほしい」と言われ、更に、同年12月に入って、C<sub>7</sub>が(有)六方組の本店に出向いた際、B<sub>3</sub>から「一人1車制でやってもらえないか」との提案があり、C<sub>7</sub>が「退職金が未払いなので、もらえれば考える」と答えたところ、B<sub>3</sub>は「運輸一般があるから事業の再開は難しい」と述べた。

- (2) Y<sub>2</sub>取締役は、(有)六方組の倒産後、事業再開に向けて努力していたが、思うように進展せず、昭和56年9月、(有)六方組と取引関係のあった刈谷市原崎町の三栄運輸株式会社に入社した。

- (3) その後、(有)六方組は、昭和57年7月15日、名古屋地方裁判所に自己破産の申立てを行い、同年8月18日に破産宣告を受け、同年10月14日の債権者集会における営業廃止決議を経て、翌58年5月19日に、財団不足による破産廃止決定を受けた。そして、この決定は所定の公告期間を経て同年6月18日に確定した。

なお、この破産宣告を不服として、分会員であるA<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>、A<sub>3</sub>の3人は、57年9月8日、名古屋高等裁判所に対して決定取消しの即時抗告を行ったが、同年12月27日、同裁判所は抗告を却下した。

## 9 株式会社アユミ産業

- (1) ㈱六方組の配車係であったB<sub>1</sub>は、㈱六方組の倒産後、運送事業を行う新会社の設立意向をもち、Y<sub>2</sub>取締役と相談したところ、Y<sub>2</sub>取締役から「㈱六方組が実際には動いていないので、それを社名変更してはどうか」との提案を受けた。
- (2) B<sub>1</sub>は、昭和55年12月3日、㈱六方組が株式会社アユミ産業（以下「アユミ産業」という。）に商号変更されると同時に、代表取締役に就任し、同年12月7日、本店を名古屋市港区当知町字用水東300番地の1へ移転した。
- (3) アユミ産業は、昭和56年初めから、貨物自動車6台をもって運送事業を始めたが、この貨物自動車は、いずれも㈱六方組が使用していたもので、倒産後所有者によって引き揚げられた車を、Y<sub>2</sub>取締役の口添えにより、B<sub>1</sub>がディーラーから購入したものである。  
また、アユミ産業が営業開始以降使用しているロッカー、黒板、事務機などの備品を始め貨物自動車のシート、タイヤなどもかつて㈱六方組が使用していたものである。
- (4) アユミ産業の従業員について、B<sub>1</sub>は「自分の気の合ったものでやりたい」との意向のもとに、㈱六方組の従業員（非分会員）であったC<sub>2</sub>、C<sub>5</sub>、C<sub>6</sub>の3人を雇用した。
- (5) アユミ産業の役員構成は、㈱六方組当時（昭和54年10月30日現在）、代表取締役がB<sub>3</sub>、取締役がC<sub>8</sub>、B<sub>4</sub>、B<sub>6</sub>、C<sub>9</sub>、監査役がC<sub>10</sub>であったが、商号変更後（56年10月30日現在）は、代表取締役がB<sub>1</sub>、取締役がB<sub>4</sub>、B<sub>6</sub>、そして監査役がB<sub>5</sub>であった。

## 第2 判断及び法律上の根拠

### 1 ㈱六方組の倒産について

#### (1) 当事者の主張要旨

##### ア 申立人

㈱六方組の倒産は、分会員の排除を企図した偽装であり、このことは次の諸点から明らかである。

- (ア) ㈱六方組では、かつて、申立人の前身組合が結成された際、第2組合の結成工作が行われたことがあることでも示されるとおり、Y<sub>2</sub>には、従前から反労働組合の姿勢があり、今回の倒産時においても、組合活動を嫌悪する意思があった。
- (イ) ㈱六方組の倒産前後における状況をみると、Y<sub>2</sub>は、分会員に秘密裡に、その事前工作を進め、また、倒産後も同様に再開工作を進めようとした。
- (ウ) ㈱六方組には、かつて、関連会社を利用して倒産切抜けを行ってきたという経緯がある。今回の倒産はその経験を生かしたものであり、このことは、倒産後、アユミ産業が同種の事業を開始したことや十五建設が存在していることが示している。
- (エ) ㈱六方組の経営自体をみても倒産に至るほど逼迫した状況ではなかった。

##### イ 被申立人

㈱六方組が事業活動を停止し、全従業員を解雇しなければならなかった原因は、慢性自己資本不足であることに加え、膨大な不良債権を抱えるといった経営状況のもとで、手形が決済できず不渡りを出したことにある。

#### (2) 不当労働行為の成否

以下、申立人の主張(ア)～(エ)について順次検討する。

##### ア 申立人の主張(ア)について

第1、2で認定したとおり、Y<sub>2</sub>取締役が義弟であるB<sub>1</sub>を配車係にし、そのB<sub>1</sub>が

反組合的発言等を行ったこと、しかも、配車係にした時期が、年末一時金問題で分会との団体交渉が重ねられ、ストライキにまで至った頃であったことを併せ考えると、Y<sub>2</sub>取締役は、分会の存在を快く思っていなかったとみることができる。

イ 申立人の主張(イ)について

申立人はこの主張に副う事実として、倒産直前に、①通常のローテーションを無視して、分会員を青森県等へ配車し、倒産の準備を進めやすくしたこと、また、倒産後、②非分会員が集まって「スキヤキパーティ」を開いたこと、③暫くの間、非分会員が出社していたこと、④十五建設の従属員であったC<sub>7</sub>が再開の話を知っていたこと等を指摘する。

しかしながら、①については、第1、4、(2)で認定したとおり、分会員を遠隔地へ出張させたことは事実であるが、「通常のローテーションを無視した」との具体的な疎明もないことからして、この配車行為を直ちに秘密裡の事前工作と結び付けるのは困難である。

また、②・③・④については、それぞれ、第1、4、(5)、(8)及び第1、8、(1)で認定したとおり、倒産後、「お別れ会」が開かれたこと、非分会員が出社していたこと、そしてC<sub>7</sub>が再開の話を知っていたことは事実であるが、第1、5、(3)で認定したとおり、Y<sub>2</sub>取締役は、倒産後、企業再開等を議題とする申立人との団体交渉に数回応じており、特に、昭和55年11月8日の団体交渉においては、Y<sub>2</sub>取締役の方から事業再開の提案を行っていることからして、必ずしも分会員に内密に再開工作を進めていたとは考えられない。

従って、申立人の主張は採用できない。

ウ 申立人の主張(ウ)について

第1、7、(5)、(6)及び第1、9で認定したとおり、(有)六方組が、過去、不渡手形を出した時、関連会社を利用して倒産を切り抜けてきたことがあり、また、(有)六方組の倒産後、アユミ産業が同種の事業を開始したこと及び十五建設が本件結審時においても登記簿上存在していることは事実である。

そこで、アユミ産業については、(有)六方組との関連をみると、第1、7、(1)で認定したとおり、前身の(株)六方組が(有)六方組の関連会社であったこと、また、第1、9、(3)及び(4)で認定したとおり、(有)六方組の従業員、貨物自動車、備品等の一部を使用していることが挙げられる。

しかしながら、第1、9、(1)及び(3)で認定したとおり、Y<sub>2</sub>取締役は、新会社の設立を企図するB<sub>1</sub>に対し、商号変更の助言と車両購入時の口添えを行っただけであり、その他、Y<sub>2</sub>取締役がアユミ産業の経営に支配力をもっているとの疎明はない。

また、十五建設については、第1、7、(5)で認定したとおり、(有)六方組と密接な関連があったものの、(有)六方組の倒産と同時に全従業員を解雇し、その後、事業を行っているとの疎明はない。

従って、今回の倒産は、直ちに関連会社を利用した「倒産切抜け」とは考えられず、申立人の主張は採用できない。

エ 申立人の主張(エ)について

(有)六方組の経営状況は、第1、3で認定したとおり、営業利益は、第27期が約2,000

万円の黒字であったものの、倒産直近の第28期は約5,000万円の赤字となっていた。

また、各期の決算は、いずれも債務超過であり、特に第28期は約6,600万円の債務超過であった。

しかも、取引先の相次ぐ倒産によって1億円余という多額の不良債権を抱えていたことを併せ考えると、(有)六方組の経営は、極めて困難な状況であったとみることができる。

従って、申立人の主張は採用できない。

## オ 結 論

以上のとおり、(有)六方組の倒産は、Y<sub>2</sub>取締役が分会の存在を快く思っていなかったことがあるにしても、経営不振が決定的な要因となっていることから、分会員を排除するための偽装倒産であったとは判断できず、不当労働行為は成立しない。

従って、申立人からの「同種会社の再開時に分会員を優先雇用するとともに、倒産時から破産廃止確定までの間の賃金相当額を支払わなければならない」との請求は認められない。

## 2 団体交渉について

### (1) 当事者の主張要旨

#### ア 申立人

Y<sub>2</sub>は、営業の再開を求める申立人組合の団体交渉申入れに対し、誠意をもって応じていない。

#### イ 被申立人

団体交渉については、不渡手形を出して事実上倒産した混乱のなかで可能な限り応じてきた。

### (2) 不当労働行為の成否

(有)六方組の倒産以降における団体交渉の状況は、第1、5で認定したとおりであり、Y<sub>2</sub>取締役は、支部及び分会の団体交渉の申入れに対し、必ずしも指定する日には応じていないという事実が認められる。

しかし、Y<sub>2</sub>取締役は、本件申立てまでの間に、昭和55年10月4日を初めとして、11月1日、11月8日、56年1月8日、3月7日に団体交渉に応じており、特に11月8日の団体交渉においては、第1、5、(3)で認定したとおり、事業再開の提案を行うなど、Y<sub>2</sub>取締役からの前向きな姿勢がみられることからして、直ちに不誠実な対応であったとは判断できず、不当労働行為は成立しない。

従って、申立人からの「事業再開、就労保障につき誠実に団体交渉しなければならない」との請求は認められない。

なお、申立人は、(有)六方組のほか、Y<sub>2</sub>個人と(有)六方組破産管財人Y<sub>1</sub>の兩人に対しても、被申立人としての責任があると主張するが、前記で判断したとおり、不当労働行為の成立が認められない以上、その責任は追及し得ないものとする。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和62年4月16日



愛知県地方労働委員会  
会長 高澤新七